

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ORGAN（以下「この法人」という。）の行動規範の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から選任する。コンプライアンス担当理事の選任は理事会決議事項とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに理事会を招集しその旨を報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、理事会の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 緊急の事態等の事由により、理事会を招集できない場合は電磁的方法で決議をとり、対応

することが出来る。

(役職員のコンプライアンス教育)

第6条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の行動規範を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第7条 職員が第5条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い譴責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員が報酬を得ている場合には、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

4 懲戒処分を行ったときは、当該事案の究明・分析を踏まえて、再発防止策を策定し、処分結果とともに公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。(令和6年1月15日理事会決議)